

障がい者医療費助成制度の所得制限について

受給者本人、配偶者、扶養義務者の所得額が、下記の所得制限限度額の範囲内である場合に、助成の対象となります。

【所得制限が適用される方の範囲】

受給者本人、配偶者、扶養義務者（同一生計）

（＊）扶養義務者とは…直系血族（親・子・孫等）および兄弟姉妹

【所得の算出方法】

判定の対象となる所得額 ＝ 前年中の所得額 － 各所得控除の金額（裏面参照）

【所得制限の判定】

判定の対象となる所得額が下記表の限度額を超えた場合、8月から翌年7月までの診療分が助成の対象外となります。限度額は、扶養親族等の数や老人扶養親族等の数により異なります。

1. 受給者本人の所得制限限度額

（円）

区 分		扶 養 親 族 等 の 数					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
老人扶養親族等の数	0 人	3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000	5,181,000	5,561,000
	1 人		4,141,000	4,521,000	4,901,000	5,281,000	5,661,000
	2 人			4,621,000	5,001,000	5,381,000	5,761,000
	3 人				5,101,000	5,481,000	5,861,000
	4 人					5,581,000	5,961,000
	5 人						6,061,000

2. 配偶者または扶養義務者の所得制限限度額

（円）

区 分		扶 養 親 族 等 の 数					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
老人扶養親族の数	0 人	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000	7,388,000
	1 人		6,536,000	6,809,000	7,022,000	7,235,000	7,448,000
	2 人			6,809,000	7,082,000	7,295,000	7,508,000
	3 人				7,082,000	7,355,000	7,568,000
	4 人					7,355,000	7,628,000
	5 人						7,628,000

控 除 の 種 類 及 び 額

区 分		控 除 金 額		受給者本人の 所得から控除 されるもの	配 偶 者 の 所得から控除 されるもの	扶養義務者の 所得から控除 されるもの
雑 損 控 除 医 療 費 控 除 小規模企業共済等掛金控除		相当額		○	○	○
社 会 保 険 料 控 除		相当額		○	×	×
配 偶 者 特 別 控 除		最高額 330,000円		○	○	○
配偶者及び 扶養親族	障 害 者 控 除	一般	1人につき 270,000円	○	○	○
		特別	1人につき 400,000円			
本人が該当するとき	障 害 者 控 除	一般	1人につき 270,000円	×	○	○
		特別	1人につき 400,000円			
	寡 婦（夫）控 除	270,000円		○	×	○
	特 定 寡 婦 控 除	350,000円		○	×	○
	勤 労 学 生 控 除	270,000円		○	○	○
そ の 他 の 控 除		80,000円		×	○	○